

荒井山町内会個人情報取扱要綱

制定 平成 25 年 5 月 19 日

荒井山町内会 会長 戎

(目的)

第1条 本要綱は、事業の円滑な運営を図り、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱要綱を回覧等により、会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「町内会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号を基本に、第5条(利用)に際し必要と思われるものを対象とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(1) 会費請求、管理、その他文書の回覧・送付など。

(2) 町内会員名簿の作成、地図の作成。

但し、名簿等による個人情報の公開においては、会員の同意を以って行うものとする。

(3) 高齢者対策における対象者の把握。

(4) 緊急災害時等における支援活動。

(管理)

第6条 個人情報は、会長又は総務部長が適正に保管・管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長又は総務部長立会いの下で、適正かつ速やかに返却若しくは廃棄するものとする。

3 会員より修正請求があった場合はこれを受理し、適正に対応する。

(提供)

第7条 個人情報はあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。

但し、以下の場合においては同意を得ずに提供する事がある。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(5) 自治体、町内会連合会、地区連合町会、これらに準じる公共目的の団体・学校が行う活動に対し協力する必要がある場合。